

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 7 号
発行日 令和 8 年 5 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- ・ 地縁団体変更告示（鳥居野自治会）
（市民協働課）・・・1
- ・ 地縁団体変更告示（安国寺自治会）
（市民協働課）・・・2
- ・ 地縁団体変更告示（施福寺自治会）
（市民協働課）・・・3
- ・ 地縁団体変更告示（旭ヶ丘自治会）
（市民協働課）・・・4
- ・ 地縁団体変更告示（西方自治会）
（市民協働課）・・・5
- ・ 地縁団体変更告示（山田自治会）
（市民協働課）・・・6
- ・ 地縁団体変更告示（下八田自治会）
（市民協働課）・・・7
- ・ 地縁団体変更告示（中川原自治会）
（市民協働課）・・・8
- ・ 地縁団体変更告示（高谷自治会）
（市民協働課）・・・9
- ・ 地縁団体変更告示（内久井自治会）
（市民協働課）・・・10
- ・ 地縁団体変更告示（岡町自治会）
（市民協働課）・・・11
- ・ 地縁団体変更告示（鷹栖町奈

留組）

- （市民協働課）・・・12
- ・ 地縁団体変更告示（下位田自治会）
（市民協働課）・・・13
- ・ 地縁団体変更告示（下位田自治会）
（市民協働課）・・・14
- ・ 地縁団体変更告示（下位田自治会）
（市民協働課）・・・15
- ・ 地縁団体変更告示（田町自治会）
（市民協働課）・・・16
- ・ 地縁団体変更告示（上位田自治会）
（市民協働課）・・・17
- ・ 綾部市満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部改正
（子育て支援課）・・・18
- ・ 綾部市特定教育・保育施設等の実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付事業実施要綱の一部改正
（子育て支援課）・・・19
- ・ 市道路線区域変更告示
（建設課）・・・20
- ・ 市道路線供用開始告示
（建設課）・・・21
- ・ 綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正
（社会福祉課）・・・22
- ・ 地縁団体変更告示（上町自治会）
（市民協働課）・・・47
- ・ 地縁団体変更告示（西原町自治会）

	(市民協働課)・・・48
・地縁団体変更告示(鷹栖町自治会)	
	(市民協働課)・・・49
・地縁団体変更告示(第一区自治会)	
	(市民協働課)・・・50
・地縁団体変更告示(安場町自治会)	
	(市民協働課)・・・51
・綾部市公共下水道供用開始告示	
	(下水道課)・・・52
○公 告	
・農業施設解体整備工事条件付一般競争入札について	
	(監理課)・・・54
・森林法に基づく綾部市森林整備計画の縦覧について	
	(林政課)・・・64
・第4次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について	
	(保健推進課)・・・65
・令和8年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域図の縦覧について	
	(下水道課)・・・73
・公示送達	
	(税務課)・・・75
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	
	(農政課)・・・76
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	

	(農政課)・・・77
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	
	(農政課)・・・78
・公示送達	
	(市民・国保課)・・・79
○教育委員会告示	
・令和8年度第1回綾部市教育委員会会議招集告示	
	・・・80
・令和8年度第2回綾部市教育委員会会議招集告示	
	・・・81
○選挙管理委員会告示	
・令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における開票を開始する時刻の繰上げ	
	・・・82

綾部市告示第 8 3 号

地縁による団体「鳥居野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町井ノ迫 3 4 番地の 1 塩 尻 治 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 4 号

地縁による団体「安国寺自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市安国寺町井根尻 8 番地の 2 上 原 和 幸 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 5 号

地縁による団体「施福寺自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町西ヶ迫 2 4 番地 田 中 裕 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 6 号

地縁による団体「旭ヶ丘自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町峠 7 番地の 1 9 坪 内 敏 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 7 号

地縁による団体「西方自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西方町山岡ノ森 4 番地 松 本 隆 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 88 号

地縁による団体「山田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町山ノ神 57 番地 田 中 正 幸 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 8 9 号

地縁による団体「下八田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市下八田町堂ノ下 2 6 番地の 2 四 方 繁 之 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 0 号

地縁による団体「中川原自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市於与岐町安ノ坂 5 番地の 2 吉 崎 昇 平 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 1 号

地縁による団体「高谷自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市舘町高谷 39 番地の 80 林 嘉比古 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 2 号

地縁による団体「内久井自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市内久井町荒神カナル 4 9 番地 梅 原 保 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 3 号

地縁による団体「岡町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市岡町鳥居 2 3 番地の 4 石 角 良 二 に変更する
所在地を 綾部市岡町堂ノ前 1 3 番地 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 4 号

地縁による団体「鷹栖町奈留組」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市鷹栖町田井ノ森 4 0 番地 四 方 泰 博 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 5 号

地縁による団体「下位田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町北野台 1 6 番地 梅 原 晃 に変更する

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 6 号

地縁による団体「下位田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町野本 1 9 番地 村 上 喜 男 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 7 号

地縁による団体「下位田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町瀬戸 4 1 番地の 1 門 俊 行 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 8 号

地縁による団体「田町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市田町 8 8 番地の 4 片 山 輝 男 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 9 9 号

地縁による団体「上位田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市位田町浦壁 5 6 番地 上 野 美 光 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 0 号

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 4 条第 1 号中「4, 9 0 0 円」を「5, 1 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 4 日から施行し、改正後の綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

綾部市告示第 1 0 1 号

綾部市特定教育・保育施設等の実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付事業実施要綱（令和 7 年綾部市告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 4 条中「2, 7 0 0 円」を「2, 8 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 4 日から施行し、改正後の綾部市特定教育・保育施設等の実費徴収（日用品・文房具等）に係る補足給付事業実施要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

綾部市告示第 1 0 2 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 8 年 4 月 2 0 日から令和 8 年 5 月 1 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 0 1 5	上野試験場線	上野町上野 2 0 0 番 8 上野町上野 2 0 0 番 9	170.6	前	最大 6.40 最小 3.50
				後	最大 33.80 最小 10.65

綾部市告示第 1 0 3 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月
日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 8 年 4 月 2 0 日から令和 8 年 5 月 1 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 0 1 5	上野試験場線	上野町上野 2 0 0 番 8	上野町上野 2 0 0 番 9

綾部市告示第 1 0 4 号

綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 1 条中「住居及び」を「生活困窮者に対し、住居及び」に改め、「住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者（以下「住居喪失者等」という。）に対し、」を削る。

第 2 条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該」を「使用する用語の意義は、生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）、生活困窮者自立支援法施行令（平成 2 7 年政令第 4 0 号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 6 号。以下「省令」という。）で使用する用語の例によるもののほか、次の」に改め、同条第 1 号イ中「責め」を「責」に改め、同条第 4 号中「生活困窮者自立支援法施行規則（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 6 号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第 3 条中「住居喪失者及び住居喪失のおそれのある者等」を「本市に居住する生活困窮者のうち法第 3 条第 3 項各号に掲げるもの」に改め、同条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

（1）次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める者であること。

ア 離職の場合（省令第 3 条の 2 に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）又は前条第 1 号アに規定する場合 申請日において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して 2 年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き 3 0 日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を 2 年に加算した期間（その期間が 4 年を超えるときは、4 年））を経過していない者であること。

イ 前条第 1 号イに規定する場合 申請日の属する月において、前条第 1 号イに規定する状況にある者であること。

ウ 省令第 3 条の 2 に規定する場合 申請日の属する月において、個人及びその者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が著しく減少した月から起算して 2 年を経過していない者であること。

（2）次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。

ア 離職の場合又は前条第 1 号アに規定する場合 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた者

イ 前条第 1 号イ又は省令第 3 条の 2 に規定する場合 申請日の属する月においてそ

の属する世帯の生計を主として維持している者であること。

(3) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる要件を満たす者であること。

ア 離職の場合又は前条第1号に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び家賃額（当該家賃額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を超える場合は、当該額。イにおいて同じ。）を合算した額以下であること。

イ 省令第3条の2に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び家賃額（持家である住宅その他の賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

第3条第4号中「本人」を「個人」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる要件を満たす者であること。

ア 離職の場合又は前条第1号に規定する場合 公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて、地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行うものに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、前条第1号イに掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、申請日の属する月から起算して3月間（第5条の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

イ 省令第3条の2に規定する場合 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の（ア）又は（イ）に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

（ア）新たな住居の確保に伴い、家賃額（持家である住宅その他の賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額。（イ）において同じ。）が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

（イ）新たな住居の確保に伴い、家賃額が増加するが、新たな住居の確保に伴うその他の支出の削減により、家計全体の支出の削減が見込まれること。

第4条第1項を次のように改める。

給付金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 離職の場合又は第2条第1号に規定する場合 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）を1月ごとに支給する。

ア 申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合 家賃額

イ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額及び家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）から世帯収入額を減じて得た額

(2) 省令第3条の2に規定する場合 新たな住居の確保に要する費用（新たに確保する住居が所在する市町村（特別区を含む。）における住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは、別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）を、新たな住居の確保の際に支給する。

第4条第2項中「前項ただし書」を「前項第1号イ」に改める。

第5条の見出し中「支給」を「家賃給付の支給」に改め、同条中「給付金の支給期間」を「前条第1項第1号の規定による給付金の支給（以下「家賃相当額の支給」という。）の支給期間」に、「第11条の規定により給付金の支給の決定を受けた者が第3条各号（第1号を除く。）」を「家賃相当額の支給を受ける者が、第3条第2号ア又はイ、第3号ア、第4号及び第5号ア」に改め、「し、及び再延長」を削る。

第6条第1項中「給付金の支給」を「第4条第1項第1号の規定による給付金の支給」に、「支給申請者」という。）を「家賃給付申請者」という。）又は同項第2号の規定による給付金の支給を受けようとする者（以下「転居費用給付申請者」という。）に、「住居確保給付金申請時確認書（様式第1号）その他厚生労働省社会・援護局長が定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 家賃給付申請者にあつては、住居確保給付金申請時確認書（家賃給付）（様式第1号）

(2) 転居費用給付申請者にあつては、住居確保給付金申請時確認書（転居費用給付）（様式第1号の2）

(3) 厚生労働省社会・援護局長が定める書類

第6条第2項中「自立相談支援機関」を「市長」に、「住居喪失者」を「家賃給付申請者のうち、住居喪失者（以下「住居喪失申請者」という。）」に改め、「入居予定住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、「住居喪失のおそれのある者」を「家賃給付申請者のうち、住居喪失のおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある申請者」という。）」に改め、「入居住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、「を配布」を「を、転居費用給付申請者に対しては入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用給付）（様式第3号の2）を配布」に改める。

第7条中「支給」を「家賃給付」に改める。

第8条第1項中「支給申請者のうち、住居喪失者」を「住居喪失申請者」に、「第3項において」を「以下」に改め、同条第2項中「入居予定住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、同条第3項中「支給申請者のうち、住居喪失のおそれのある者」を「住居喪失のおそれのある申請者又は転居費用給付申請者」に改め、「入居住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を、「様式第3号）」の次に「又は入居予定

住宅に関する状況通知書（転居費用給付）（様式第 3 号の 2）」を加える。

第 9 条中「住居喪失者から」を「住居喪失申請者又は転居費用給付申請者から」に改め、「前条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「住居確保給付金支給対象者証明書」を「、住居確保給付金支給対象者証明書（家賃給付）」に、「を、給付金を支給しないことを決定した場合は住居確保給付金不支給通知書（様式第 5 号）」を「又は住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用給付）（様式第 4 号の 2）」に、「当該住居喪失者」を「当該住居喪失申請者又は転居費用給付申請者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の審査により給付金の支給を不適当と認めた場合は、住居確保給付金不支給通知書（様式第 5 号）を、自立相談支援機関を経由して当該住居喪失申請者又は転居費用給付申請者に交付するものとする。

第 10 条中「住居喪失者」を「住居喪失申請者又は転居費用給付申請者」に改める。

第 11 条第 1 項中「住居喪失者」を「住居喪失申請者又は転居費用給付申請者」に、「決定したときは住居確保給付金支給決定通知書」を「決定した場合は、住居確保給付金支給決定通知書（家賃給付）」に改め、「様式第 7 号）」の次に「又は住居確保給付金支給決定通知書（転居費用給付）（様式第 7 号の 2）」を加え、同条第 2 項中「住居喪失のおそれのある者」を「住居喪失のおそれのある申請者」に、「住居確保給付金支給決定通知書」を「、住居確保給付金支給決定通知書（家賃給付）」に改め、「により、支給しないことを決定した場合は住居確保給付金不支給通知書（様式第 5 号）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、前 2 項の審査により給付金の支給を不適当と認めた場合は、住居確保給付金不支給通知書（様式第 5 号）を、自立相談支援機関を経由して当該住居喪失申請者、住居喪失のおそれのある申請者又は転居費用給付申請者に交付するものとする。

第 12 条の見出し及び第 13 条の見出し中「延長」を「家賃給付の延長」に改める。

第 14 条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第 1 項中「第 11 条及び前条」を「第 11 条第 1 項若しくは第 2 項、前条又は次条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 4 条ただし書」を「第 4 条第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 3 号中「第 11 条、前条又は次条」を「第 11 条第 1 項若しくは第 2 項、前条又は次条第 1 項」に、「受給者」を「家賃給付受給者」に改め、同条第 2 項中「住居確保給付金変更支給申請書」の次に「（家賃給付）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 第 11 条第 1 項の規定により給付金の支給の決定を受けた者（以下「転居費用受給者」という。）は、給付金の支給決定を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、住居確保給付金変更支給申請書（転居費用給付）（様式第 10 号の 2）を、自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

第 15 条中「前条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「住居確保給付金変更支給決定通知書」の次に「（家賃給付）」を、「様式第 11 号）」の次に「又は住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用給付）（様式第 11 号の 2）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用給付）（様式第 11 号の 2）により、給付金の支給額の変更を決定した場合において、変更後の額が変更前の額を上

回った場合はその差額を支給するものとし、変更後の額が変更前の額を下回った場合はその差額の返還を求めるものとする。

第16条及び第17条第1項中「受給者」を「家賃給付受給者」に改める。

第18条の見出し中「支給」を「家賃給付の支給」に改め、同条中「受給者」を「家賃給付受給者」に改める。

第19条の見出し中「支給」を「家賃給付の支給」に改め、同条第1項第1号中「受給者」を「家賃給付受給者」に改め、同項第2号中「受給者」を「家賃給付受給者」に、「翌々月」を「翌月」に改め、同項第3号から第8号まで及び同条第2項中「受給者」を「家賃給付受給者」に改める。

第21条第1項中「受給者が常用就職した後に解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合」を「給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、第2条第1号アに掲げる事由（当該個人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）、省令第3条の2に掲げる事由（当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の責に帰すべき理由又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の都合による離職又は休業等を除く。）又は第2条第1号イに掲げる事由により経済的に困窮した場合（給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合に限る。）」に改める。

第22条中「受給者」を「家賃給付受給者又は転居費用受給者」に改め、「入居予定住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、「及び入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）」を「、入居住宅に関する状況通知書（家賃給付）（様式第3号）又は入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用給付）（様式第3号の2）」に改める。

附則第3項から第6項までを削る。

様式第1号中「住居確保給付金申請時確認書」の次に「（家賃給付）」を加え、

3 再支給の申請ではないこと（過去に住宅手当、住宅支援給付又は住居確保給付金を受けたことがない）又は再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに を解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたこと。

「

3□ 再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金（家賃給付）を受けたことがない。）。

□ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している。

従前の支給期間 年 月 ～ 年 月

再支給の申請までに □常用就職をした。

□給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した。

に、

」

「支給が中止」を「住居確保給付金（家賃給付）の支給が中止」に、

「

(7) 受給者が生活保護費を受給した場合

を

」

「

(7) 受給者が生活保護費を受給した場合

(8) 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金（家賃給付）を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合

に、

(9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合

」

「入居状況について、訪問」を「入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による」に改め、「（ハローワークカード）」を削り、「入居予定住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、

「

(2) 住宅喪失のおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）

を

」

「

(2) 住宅喪失のおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（家賃給付）（様式第3号）

(3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者

に

クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し、納付書の控え等）

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 6 条関係)

(表面)

住居確保給付金申請時確認書（転居費用給付）

※ 住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第13条に規定する生活困窮者住居確保給付金支給申請書を提出する必要があります。

○誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 2 ☐ 再支給の申請ではない（過去に住宅手当、住居確保給付金（転居費用給付）を受けたことがない。）。
- ☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している。
- 従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。

○同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、綾部市又は綾部市社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

綾部市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

(裏面)

○当初申請時

(添付書類)

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

3 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡し、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等したことが確認できる書類の写し

4 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについて、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

5 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

6 家計改善支援機関又は自立相談支援機関から交付された要転居証明書

(追加提出書類)

1 不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(転居費用給付)

(様式第3号の2)

2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類

様式第２号中「入居予定住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、
「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第７の１４（３）Ⅰ．①から⑨に
該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）
と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと」を「（注意事項）に記載の「暴力団員等
と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。」に、

「

振込口座					
住居確保給付 金の振込先 氏名 住所 電話番号	貸主又は貸主から委 託を受けた事業者の 振込口座	フリガナ		普通・当座	
		口座名義			
		金融機関名			
		支店名			
		口座種別			
		口座番号			
初期費用（１） の振込先 氏名 住所 電話番号	初期費用（１）に関 する者の振込口座	フリガナ		普通・当座	
		口座名義			
		金融機関名			
		支店名			
		口座種別			
		口座番号			
初期費用（２） の振込先 氏名 住所 電話番号	媒介業者の振込口座	フリガナ		普通・当座	
		口座名義			
		金融機関名			
		支店名			
		口座種別			
		口座番号			
初期費用（３） の振込先 氏名 住所 電話番号	初期費用（３）に関 する者の振込口座	フリガナ		普通・当座	
		口座名義			
		金融機関名			
		支店名			
		口座種別			
		口座番号			

を

」

「

振込口座			
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用（１）の振込先	初期費用（１）に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用（２）の振込先	初期費用（２）に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用（３）の振込先	初期費用（３）に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

に、

「

年 月 日

氏 名 を

」

「

【以下は、申請者全員記載してください。】

年 月 日

に、

氏 名

」

「

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14（3）I．①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第7の14（3）I．暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

を

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式第2号）、（様式第3号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式第2号）、（様式第3号）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

」

「

（暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等）

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

」

改める。

様式第3号中「入居住宅に関する状況通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、

「

（所在地）〒 を （所在地）〒 に、
（免許証番号）

「

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみ
を記載してください。

」

「

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみ
を記載してください。

に、

※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

」

「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14（3）I．①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと」を「（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。」に、

「

年 月 日

氏 名 を

」

「

【以下は、申請者全員記載してください。】

年 月 日

に、

氏 名

」

「

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の14 (3) I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居 (予定) 住宅に関する状況通知書 (様式第2号) 、 (様式第3号) 」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居 (予定) 住宅に関する状況通知書 (様式第2号) 、 (様式第3号) 」を受理しないものとする。

を

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

」

「

(暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等)

に

暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者) と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第6条、第8条、第22条関係）

入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用給付）

（不動産媒介業者等記載欄）

1	下記の者より、賃貸住宅への入居について希望がありました。 このことについて、以下について通知します。								
2	暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。 また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、綾部市又は綾部市社会福祉協議会（初期費用を綾部市社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることに同意します。								
3	住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、綾部市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。								
年 月 日									
綾部市長	様								
不動産媒介業者等 （商号又は名称） （代表者名）									
（所在地） 〒 （免許証番号） （担当者等） 氏名 所属 （電話番号）									
※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。 ※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。									
（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項） （注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。									
入居予定者									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>同 居 状 況</td> <td style="text-align: center;">単 身 ・ 複 数 （ 名 ）</td> </tr> </table>		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	同 居 状 況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）		
氏 名									
生 年 月 日	年 月 日								
同 居 状 況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）								
入居予定の賃貸住宅									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家 賃</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>入居予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 （ 年 月 日までの 月 日間 ）</td> </tr> </table>		名 称		所 在 地		家 賃	円	入居予定日	年 月 日 （ 年 月 日までの 月 日間 ）
名 称									
所 在 地									
家 賃	円								
入居予定日	年 月 日 （ 年 月 日までの 月 日間 ）								
※1 住居確保給付金の支給額は、綾部市における住宅扶助に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは、別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する費用とします。 ※2 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。 ※3 クレジットカード払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可です。 ☐ 賃料の支払は、クレジットカードを使用する方法に限定している。									

初期費用				
給付金支給対象	(1)	礼金等	礼金	円
			その他 ()	円
	(2)	媒介手数料		円
	(3)	住宅保険料		円
		家賃債務保証料		円
	(4)	鍵交換費用		円
合計				円
給付金支給対象外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
	(2)	共益費		円
	(3)	管理費		円
	(4)	敷金		円
	(5)	その他		円
	合計			
総合計 (支給対象＋支給対象外)				円
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金 (住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
		口座番号		

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は、上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、綾部市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【※3のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	申請者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください。】

年 月 日

氏 名
住 所
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

様式第 4 号中「住居確保給付金支給対象者証明書」の次に「（家賃給付）」を加え、「本人関係」を「入居予定者」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号の 2（第 9 条関係）

住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用給付）

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。 年 月 日 様 綾部市長 印		
入居予定者		
フリガナ 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
現 在 の 居 所		
電 話 番 号		
入居予定の賃貸住宅		
名 称		
所 在 地		
入 居 予 定 日	年 月 日	
住居確保給付金支給予定額		
支 給 予 定 額	（１）転居先の住宅に係る 初期費用	円
	（２）その他（家財の運搬 費用、原状回復費用等）	円
	合 計	円

（注意事項）

この証明書の有効期限は、入居予定日の 1 か月後までとします。

様式第 7 号中「住居確保給付金支給決定通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、同様の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号の 2（第 1 1 条関係）

（表面）

	第 年	月	号 日
様			
綾部市長	印		
住居確保給付金支給決定通知書（転居費用給付）			
年 月 日付けで申請のありました住居確保給付金について、下記のとおり決定しましたので通知します。			
記			
1 支給額	円		
2 支給方法	☐ 転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 ☐ 上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座への振込み又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。 ☐ クレジットカード又は納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。		
3 支給対象となる転居先の住宅 名 称			
所在地			

(裏面)

(注意事項)

- 1 受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に対し提出してください。
- 2 転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に申し出てください。
なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。
- 3 2 支給方法において、「クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

様式第 10 号中「住居確保給付金変更支給申請書」の次に「（家賃給付）」を加え、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 10 号の 2（第 14 条関係）

住居確保給付金変更支給申請書（転居費用給付）

年 月 日付け 第 号により支給決定を受けました住居確保給付金の変更について、必要書類を添えて申請します。 年 月 日 綾部市長 様 フリガナ 氏 名 住 所 生年月日 電話番号	
変更理由	
変更理由	
添付書類	
変更理由の事実が確認できる書類の写し	

様式第 11 号中「住居確保給付金変更支給決定通知書」の次に「（家賃給付）」を加え、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 11 号の 2 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用給付）

年 月 日付けで申請のありました住居確保給付金の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 変更内容

支給額 円

2 変更理由

3 対象となる住宅	名 称	所在地
-----------	-----	-----

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 2 8 日から施行する。

綾部市告示第 1 0 5 号

地縁による団体「上町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市若竹町下番取 5 1 番地の 3 青 松 高 成 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示 1 0 6 号

地縁による団体「西原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西原町仲ノ下 1 8 番地 野 崎 春 夫 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 7 号

地縁による団体「鷹栖町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市鷹栖町豊後田 2 5 番地 伊 藤 茂 敏 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 8 号

地縁による団体「第一区自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦合町念道 9 番地 小 林 哲 男 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 0 9 号

地縁による団体「安場町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市安場町後ヶ市 2 7 番地 四 方 智 之 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 9 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 0 号

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

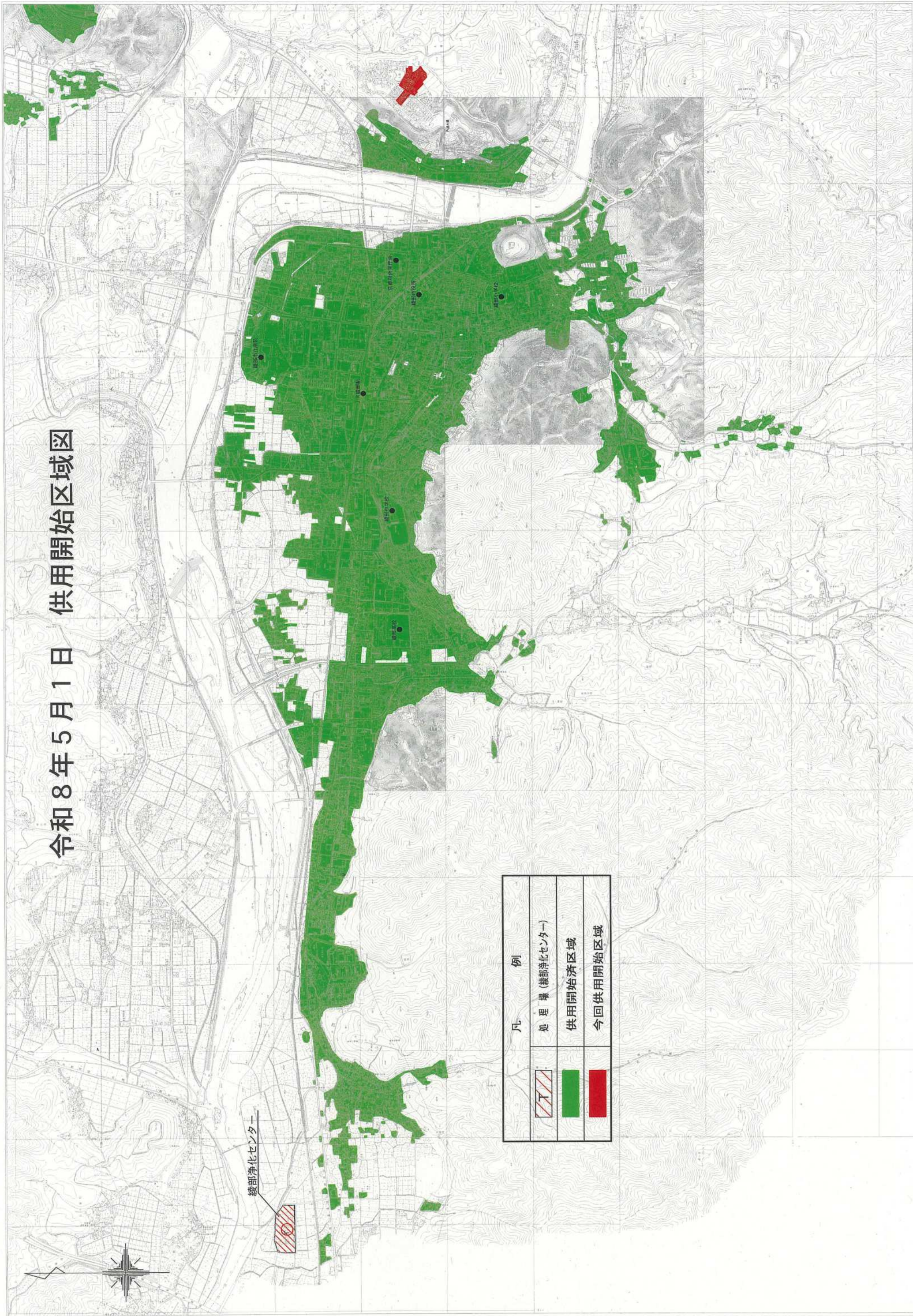
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和 8 年 5 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 供用を開始すべき年月日 令和 8 年 5 月 1 日
- 2 下水を排除すべき区域 味方町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 味方町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和 8 年 5 月 1 日
- 6 下水を処理すべき区域 味方町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕 8 番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和8年5月1日 供用開始区域図



綾部市公告第49号

農業施設解体整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和8年4月3日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 3号
- (2) 工 事 名 農業施設解体整備工事
- (3) 工事場所 綾部市志賀郷町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 農業施設解体
 - 鉄骨造平屋建 2棟
 - 施設跡地農地整備 2筆
 - 整地面積 697㎡
 - 整地面積 776㎡
- (5) 予定工期 令和8年 5月 8日から
令和8年11月 3日まで（180日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で解体工事のA等級又はB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 解体工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に於いて、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認

申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和8年4月3日(金) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年4月8日(水) 午前9時から午後6時まで

令和8年4月9日(木) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で4月8日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年4月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年4月15日(水) から

令和8年4月16日(木) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年4月20日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載し

ます。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和８年４月２４日（金）午前９時から午後６時まで
令和８年４月２７日（月）午前９時から午後２時まで
ただし、紙入札者の提出は４月２４日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと、４月２７日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

(2) 開札の日時

令和８年４月２８日（火）午前９時３０分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和７年４月１日

改正」の「建築 建築に係る解体工事（No. 9） ＋ 一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－２

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 四 方 源太郎 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

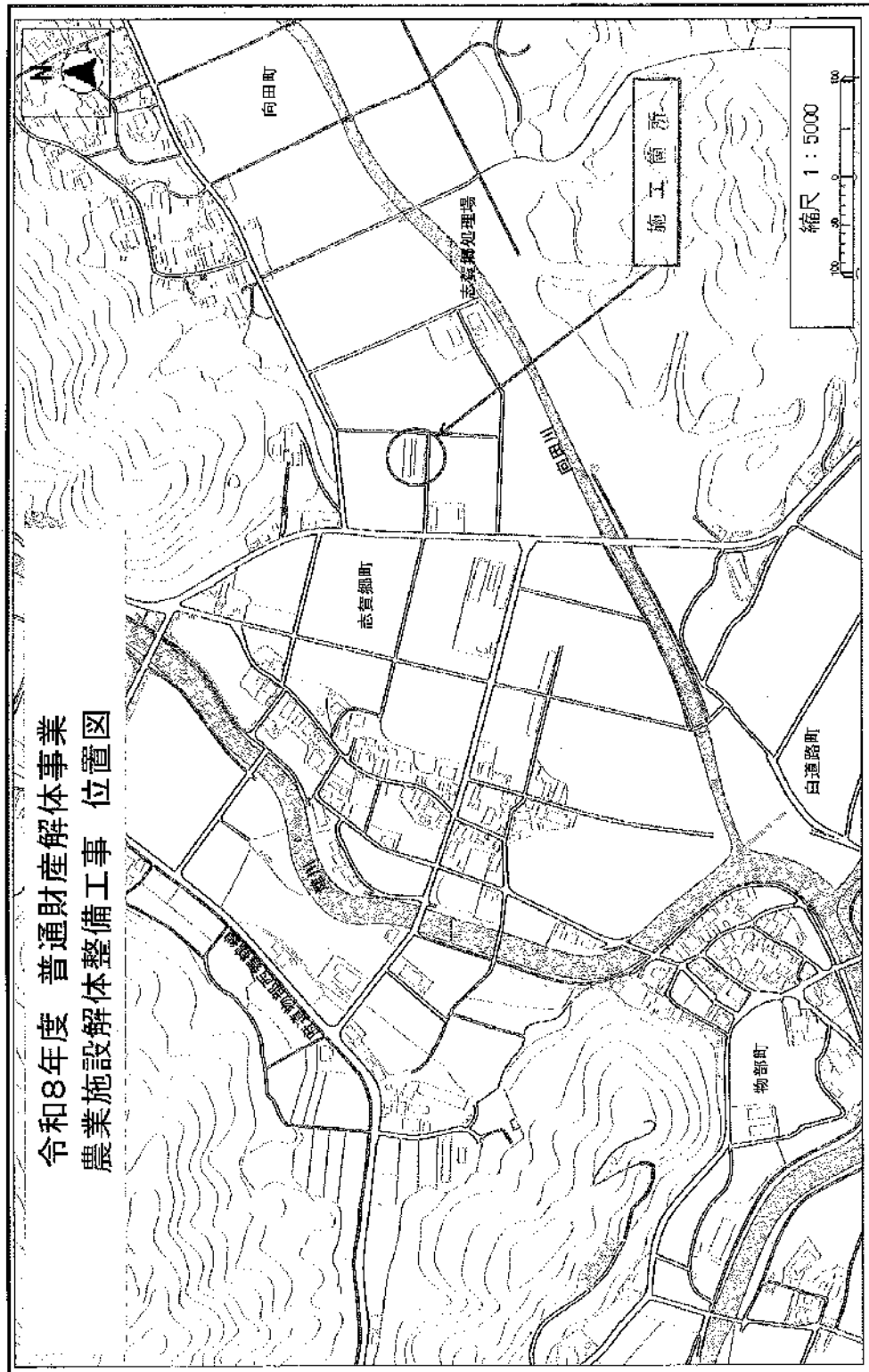
2) 主任技術者

- 1 解体工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 5 第 1 項の規定により、綾部市森林整備計画を定めた。

なお、当該計画決定後の計画は、令和 8 年 4 月 1 日にその効力が生じるものとし、綾部市役所において縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 縦覧場所
綾部市農林商工部林政課
- 2 縦覧期間
令和 8 年 4 月 9 日から令和 8 年 5 月 8 日まで

綾部市公告第 5 1 号

第 4 次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザルを別添「第 4 次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

第4次あやべ健康増進・食育推進計画策定
支援業務に関する公募型プロポーザル
実施要領

令和8年4月

綾部市健康こども部保健推進課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する第４次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（１）業務名

第４次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務

（２）業務内容

別添１「第４次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務基本仕様書」のとおり

（３）業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

（４）委託料上限額

６，９３０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

＊この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 受託者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

（１）国又は地方公共団体からの受託により、過去３年以内（令和５年４月１日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、京都府内で健康増進計画・食育推進計画の受注実績があること。
- (6) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録をし、更新実績があること。
- (7) 過去10年間に於いて関西2府4県において、契約解除または指名停止の措置を受けていないこと。（過去10年間とは平成28年度～令和7年度までの期間をいう。）
- (8) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (9) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

5 募集及び選定スケジュール

本業務のプロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールに変更が生じた場合は、参加者に対し、改めて期日を通知する。

期 日	項 目	備 考
令和8年4月17日(金)	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和8年4月28日(火)	質 問 書 提 出 期 限	電子メールでの受付
令和8年5月 8日(金)	質 問 書 回 答 期 限	電子メール（必要に応じホームページ掲載）
令和8年5月14日(木)	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
令和8年5月18日(月) 午後	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市保健福祉センター
令和8年5月25日(月)	審 査 結 果 通 知	郵送及び電子メール
令和8年5月下旬	受託者決定・委託契約締結	

6 要領等の配付

実施要領、提出書類様式及び基本仕様書については、応募者が本市ホームページからダウンロードすることとする。

7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「第4次あやべ健康増進・食育推進計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

① 提出期限

意思表明書：令和8年5月11日（月）午後5時00分【必着】

企画提案書等：令和8年5月14日（木）午後5時00分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

郵送は書留郵便により、提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先

綾部市保健推進課（13 事務局（問い合わせ先）参照）

8 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類の審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施する。

(3) 実施日

令和8年5月18日（月）午後

(4) 会場

綾部市保健福祉センター

(5) 所要時間

参加者ごとに約30分間

①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

②質疑応答・ヒアリング（10分）

(6) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

(7) その他

提案説明の際、プロジェクター等の使用は可能。プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。パソコン等は各参加者で準備すること。

(8) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (35点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	5点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	10点
	③提案業者の策定実績	10点
	④個人情報の保護	10点
企画提案内容 (65点)	①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	②業務の全体フロー、スケジュール	10点
	③本市の実態把握及び検証に係る手法	10点
	④推計値算定及び次期計画期間における施策の提案	10点
	⑤計画策定支援の方法及び具体的内容	10点
	⑥基本仕様書に示された業務内容に対する更に優れた代替案、独自提案等	10点
	⑦見積金額	5点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(9) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書及び電子メールで通知する。

* 通知予定日：令和8年5月25日（月）

9 契約の締結

(1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

* この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式5】
- (2) 提出期限：令和8年4月28日（火）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：事務局あて電子メールにて提出
- (4) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期限：令和8年5月8日（金）

※メール送信後、事務局に送信確認の電話をすること。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

（質問書には必ず電話番号を記載のこと。）

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

12 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であると

の本市の承認を得なければならない。

(6) 提出書類の受理後、やむを得ず応募を取りやめる場合については、辞退届(様式任意)を必ず提出すること。

(7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

(8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 事務局（問い合わせ先）

〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下 15 番地の 6

綾部市健康こども部保健推進課保健推進担当 四方

TEL : 0773-42-0111 FAX : 0773-42-5488

e-mail : hokensuisin@city.ayabe.lg.jp

綾部市公告第 5 2 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 4 条の規定により、令和 8 年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

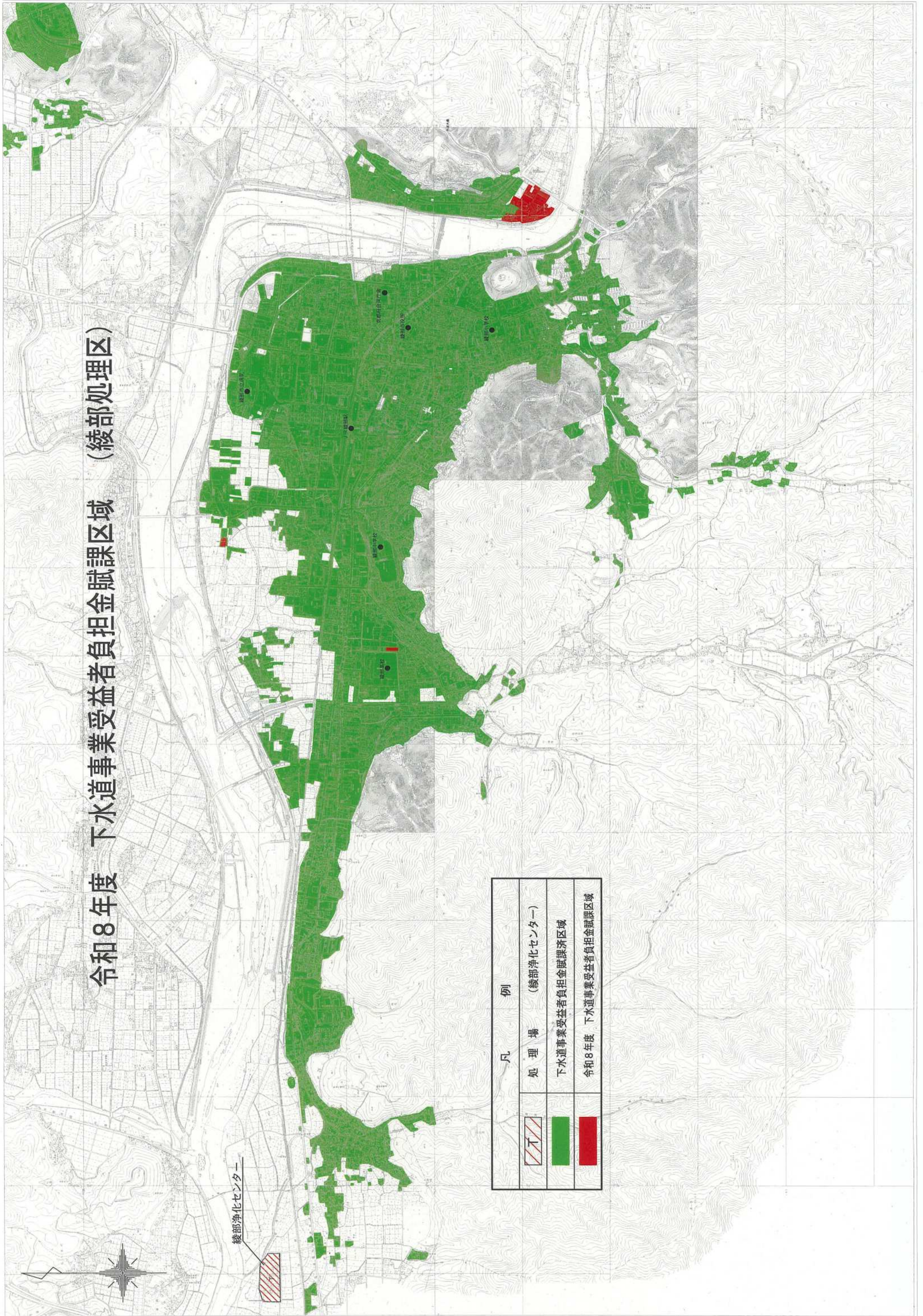
1 賦課対象区域

井倉町、味方町、岡町の一部

2 賦課対象区域図

別図のとおり

令和8年度 下水道事業受益者負担金賦課区域 (綾部処理区)



凡 例	
	処 理 場 (綾部浄化センター)
	下水道事業受益者負担金賦課区域
	令和8年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

綾部市公告第 5 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 5 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 5 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 5 7 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下揭示済)

綾部市教育委員会告示第 6 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、令和 8 年度第 1 回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和 8 年 4 月 21 日

綾部市教育委員会

教育長 小 林 治

- 1 日 時 令和 8 年 4 月 27 日（月）午前 10 時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項

議第 11 号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する
規程の一部改正について

議第 12 号 綾部市社会教育委員の委嘱について

綾部市教育委員会告示第 7 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、令和 8 年度第 2 回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 21 日

綾部市教育委員会

教育長 小 林 治

- 1 日 時 令和 8 年 5 月 25 日（月）午前 10 時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - 議第 13 号 令和 8 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 号）について
 - 議第 14 号 専決処分事項の報告について

綾部市選挙管理委員会告示第 7 4 号

令和 8 年 3 月 1 9 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 6 7 号で告示した令和 8 年 4 月 5 日執行の京都府知事選挙における開票を開始する時刻は、2 0 分繰り上げ午後 9 時 1 0 分とする。

令和 8 年 4 月 5 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治